

鳥取県告示第 14 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成 19 年 1 月 4 日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

未来建設株式会社 代表取締役 高垣武志

鳥取市国府町新通り三丁目 321-2

鳥取県知事（特-14）第 1910 号及び鳥取県知事（般-14）第 1910 号

3 処分の内容

平成 19 年 1 月 4 日から平成 19 年 1 月 18 日までの 15 日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、鳥取県八頭総合事務所発注の高山地区小規模急傾斜地崩壊対策工事（2 工区）を他の建設業者から一括して請け負った。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「建設業者が第 22 条の規定に違反したとき。」に該当する。